

議案第21号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員のサービスの宣誓に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和31年三田町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年三田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

第9条の次に次の2条を加える。

第9条の2 会計年度任用職員の期末手当の不支給については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)

第21条の2の規定の例による。

第9条の3 会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第21条の3の規定の例による。

第13条中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。